

# 〔倒産資料〕

令和3年度

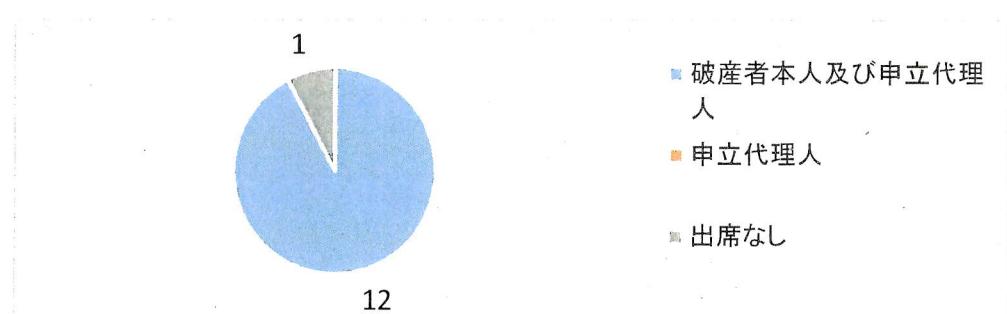
## 民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せ事前アンケート資料（倒産パート）

最高裁判所事務総局民事局

## 【第1 コロナ下における運用状況】

### 1 債権者集会（招集型手続）

(1) 招集型手続における最近の破産者側の出席者を記入してください。

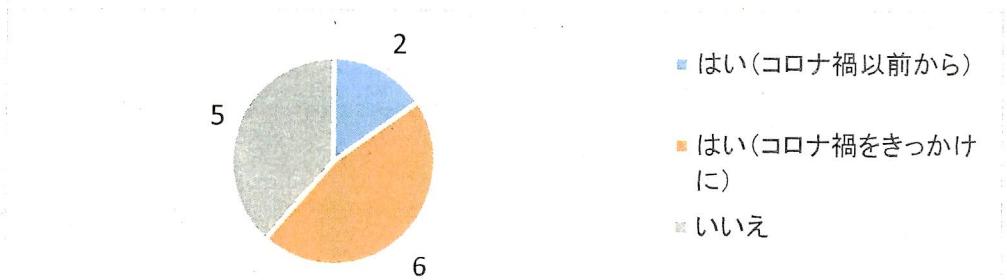


#### 【回答内容の詳細】

- ・破産者本人及び申立代理人 (12 庁)
- ※ただし、事案によって双方の不出頭を許容する運用 (うち 2 庁)
- ・申立代理人 (0 庁)
- ・原則として出席なし (1 庁)

### 2 債権者集会（非招集型手続）

(1) (全件又は一部の事件にて) 非招集型手続を実施していますか。



#### 【回答内容の詳細】

- ・はい (コロナ禍以前から) (2 庁)
- ・はい (コロナ禍をきっかけに) (6 庁)
- ・いいえ (5 庁)

(2) 非招集型手続のメリットとデメリットについて、特に重視するものを各1つ選択してください。

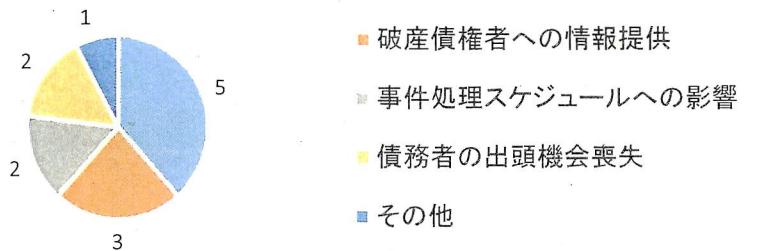
#### 非招集型手続のメリット



#### 【メリット】

- ・三密防止 ( 7 庁)
- ・債権者集会に係る事務負担軽減 ( 4 庁)
- ・その他(開始決定の迅速化や人流防止等) ( 2 庁)

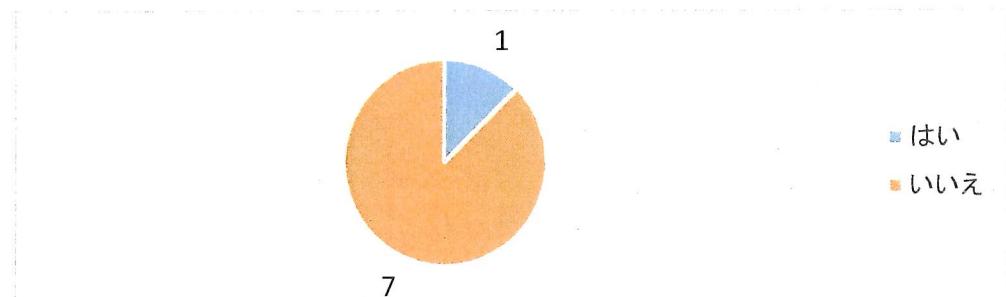
#### 非招集型手続のデメリット



#### 【デメリット】

- ・官報公告等の各種費用への影響 ( 5 庁)
- ・破産債権者への情報提供 ( 3 庁)
- ・事件処理スケジュールへの影響 ( 2 庁)
- ・債務者の出頭機会喪失 ( 2 庁)
- ・その他 (事件の進行管理) ( 1 庁)

(3) 自然人破産の場合、破産者本人を出頭させた免責審尋期日を実施していますか。（※2(1)の設問にて、非招集型手続を実施している8庁が対象）



#### 【回答内容の詳細】

- ・ はい ( 1 庁)
- ・ いいえ ( 7 庁)

(4) 非招集型手続における管財人の業務の課題や工夫例等を記入してください。（※2(1)の設問にて、非招集型手続を実施している8庁が対象）

#### 【主な課題】

- ・ 配当可能性がある場合における債権調査を効率的に行うためには、システムを構築してオンラインでの届出を可能にする必要がある。
- ・ 免責調査型管財事件では、原則として裁判官と破産者が直接会う機会はないことから、裁量免責をする上での管財人の役割は大きく、管財人から破産者に対する事情聴取、指導、裁判所への報告内容等について、ある程度標準化する必要があると考える。
- ・ ①債権者への適切な情報提供の在り方（規則54条3項の集会代替措置）も含めた債権者対応、②非招集型手続を招集型手続に切り替えるか否かの判断、③事件の進行管理の在り方などが考えられる。
- ・ 管財人による書面の提出期限管理

#### 【主な工夫例】

- ・ 異時廃止事案においても、比較的詳細な財産状況報告を提出し、それを債権者に送付して情報提供の充実を図った。
- ・ 管財人がホームページを開設し、FAQを作成して債権者に対し、適宜情報提供したほか、財産状況報告書を同ホームページにアップして情報提供を図った。

- ・債権者の連絡先を捕捉できている事案においては、開始決定の通知をEメールで行った。
- ・招集型と比較して管財人の業務内容が見えにくい傾向にあるので、主要な業務の内容等について記載した業務報告書を提出してもらうことで、裁判所が破産管財人を監督し、手続の形骸化を防止している。
- ・報告書等の閲覧のために事務所を訪問したい旨連絡してきた債権者に対し、備置きの対象となる資料をFAXで送信する。
- ・提出期限2週間前のファクシミリによる提出催促
- ・集会に代わる情報提供として、任務終了計算報告書に破産者の概要や破産手続開始に至った事情を記載した。

### 3 その他

(1) その他、コロナ下における課題や工夫例があれば記入してください。

#### 【主な課題】

- ・（破産者側を不出頭とした面接や免責審尋期日での）モラルハザード
- ・プライバシーの観点から、管財人がホームページ等に掲載することの限界
- ・予想以上に多数の債権者が来庁したときの対応

【主な工夫例】※一般的な感染防止対策に関する事項は除く。

#### ○ 債権者集会に関する対応

- ・破産者本人等の欠席を許容する対応
- ・管財人等を通じた情報提供の充実化
- ・期日指定における調整

#### ○ 審尋に関する対応

- ・免責審尋期日で破産者側の欠席を許容する対応
- ・審尋期日をやめ、書面審理を原則化

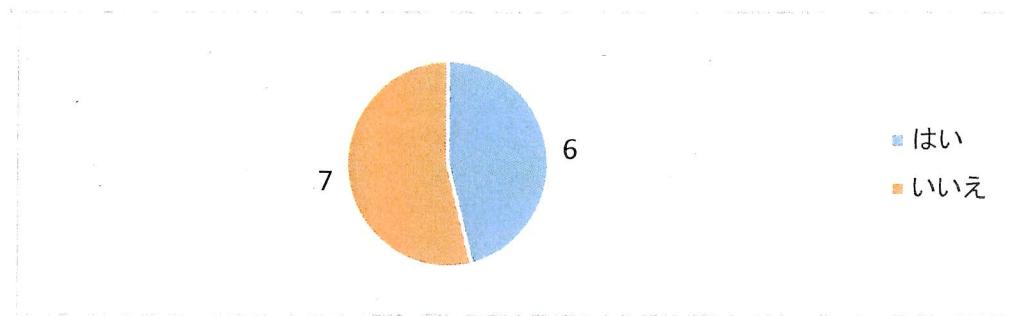
#### ○ その他

- ・長期の債権届出期間の設定
- ・裁判所内部での応援体制の構築

## 【第2 破産管財人の育成等】

### 1 管財人の選定

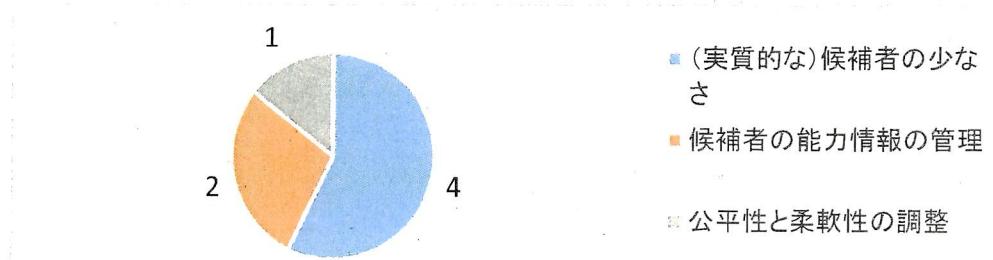
(1) 管財人の選定に困難を感じることはありますか。



#### 【回答内容の詳細】

- ・ はい ( 6 庁)
- ・ いいえ ( 7 庁)

(2) それはどのような場合ですか。 (※ 1(1)の設問にて、管財人の選定に困難を感じていると回答した6府が対象。ただし、複数回答あり。)

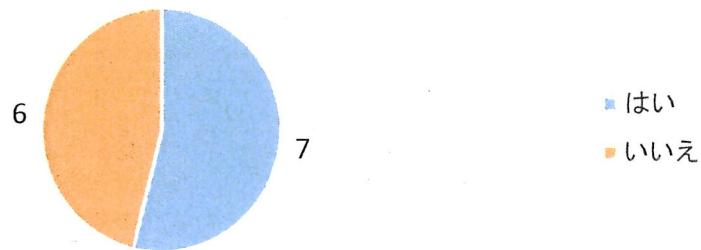


#### 【回答内容の詳細】

- ・ (実質的な) 候補者の少なさ ( 4 庁)
- ・ 候補者の能力情報の管理 ( 2 庁)
- ・ 公平性と柔軟性の調整 ( 1 庁)

## 2 管財人代理制度の利用

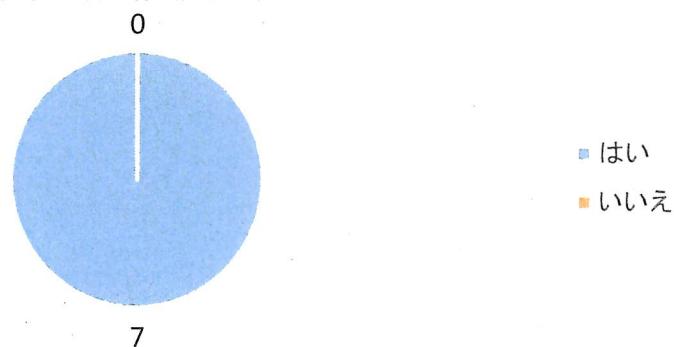
(1) 管財人代理制度（法77条1項）を管財人の育成目的で利用していますか。



### 【回答内容の詳細】

- ・ はい ( 7 庁)
- ・ いいえ ( 6 庁)

(2) 管財人が異なる弁護士事務所に所属する場合も利用していますか。  
(※2(1)の設問にて、管財人代理制度を利用している7庁が対象)



### 【回答内容の詳細】

- ・ はい ( 7 庁)
- ・ いいえ ( 0 庁)

(3) 管財人が異なる弁護士事務所に所属する場合にも同制度を利用していく上で、工夫例等があれば記入してください。  
(※2(2)の設問にて、「はい」と回答した7庁が対象)

### 【主な工夫例】

- ・弁護士会との協同によるOJTの実施
- ・弁護士会でのOJT
- ・独自のトレーニング制度
- ・双方の連絡方法などの細部にわたり裁判所が配慮
- ・指導役の管財人の適切な指導に委ねる。

### 3 その他

その他、管財人等の育成に関する課題や工夫例があれば記入してください。

### 【主な課題】

- ・特定の管財人候補者に関する育成方針の共有化

### 【主な工夫例】

- ・新任管財人との面談
- ・管財人代理制度とは別のOJT（チューター制度）の実施
- ・裁判所主催の若手管財人等協議会の実施
- ・OJT後のアンケート実施とその結果を踏まえた弁護士会との定期的な協議
- ・弁護士会と協同しての研修や模擬集会等の実施
- ・管財人候補者の選任件数や管財業務の内容の記録化
- ・若手弁護士等の活動実績の積極的な情報収集と部内での共有化